

愛知県環境審議会水質部会(平成 22 年度)会議録

1 日時

平成 23 年 2 月 17 日(木) 午前 10 時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

(1) 委員 (14 名)

木村部会長、那須委員、松尾委員、石附専門委員、井上専門委員、谷村専門委員、浜島専門委員、湯地専門委員、荒川特別委員(代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長)、一薫特別委員(代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐)、神谷特別委員、竹森特別委員(代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官)、富田特別委員(代理：中部地方整備局企画部環境調整官)、森重特別委員(代理：中部運輸局交通環境部環境課長)

(2) 事務局 (14 名)

(愛知県環境部) 伊藤技監

(水地盤環境課) 松葉課長、大矢主幹、岩田主幹、戸澤課長補佐、吉田主査、鈴木主査、大谷主査、加納技師、野田技師、西森技師、河田技師、加藤技師

(環境調査センター水圏部) 吉田主任研究員

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は那須委員、浜島専門委員が行うこととなった。

(1) 公共用水域の水質改善に向けた取組について

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の新規類型指定に関する作業状況及び今後の検討予定について

- ・ 事務局から資料 1-1、参考資料 2 及び参考資料 3 に基づき説明があった。

イ 庄内川等水域における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果等について

- ・ 事務局から資料 1-2 に基づき説明があった。

<議題アに関する質疑応答>

[那須委員] 全亜鉛が環境基準項目に設定された根拠は何か。全亜鉛の他に毒性の強い物質に関する議論はなかったのか。

[事務局] 国は各種物質の水生生物に与える影響を検討しているが、急性毒性値や生態リスク評価に係る十分な科学的知見が明らかになっていた 8 物質の中で、全亜鉛が全国的に調査されており、基準を超える事例が散見されることから環境基準項目となった。全亜鉛の水生生物に対する影響としては、高濃度になると、魚類のエラに吸着し低酸素症が生じ、魚類が餌とする藻類等に対して増殖速度低下等の影響が生じると言われている。こうした毒性を勘案して基準値 0.03mg/L が導き出された。

先ほどの 8 物質のうち全亜鉛は環境基準項目に設定されたが、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの 3 物質が要監視項目に指定されており、今後環境基準項目に格上げされる可能性がある。

[浜島委員] 健康項目及び BOD 等についてはすべて環境基準達成しており、その上で水生生物保全環境基準の類型指定をしようということか。それとも、健康項目と BOD 等とは別に、水生生物保全環境基準の類型指定について議論するという理解でよいか。

[事務局] 後者である。健康項目、BOD 等及び水生生物保全環境基準項目は、相互に関連しているものではない。

[木村部会長] 環境基準達成と類型指定は連動するものではない。類型指定はある河川がどの類型に区分されるかということである。今回は、水生生物の保全に係る環境基準に関する類型を新たに指定しようとしている。

<議題イに関する質疑応答>

[湯地委員] 資料 1-2 の 13 ページで、五条川の上流では BOD 等の類型が指定されていない理由は何か。

[事務局] 五条川の上流では河川流量が少ないことなどから、類型指定をしていない。新川についても同様である。

[井上委員] 矢作川水域における水生生物保全環境基準の類型指定を検討したときに、BOD 等の類型指定をしていない上流部は、水生生物保全環境基準も類型指定をしないと説明を受けた。今回、五条川で BOD 等の類型指定をしていない水域に水生生物保全環境基準の類型指定をすることについて、前回の説明とどのような整合性があるのか。

また、庄内川中流(1)では全亜鉛の環境基準を達成しており、BOD 等の類型も異なっているのに、庄内川中流(1)の達成期間を「直ちに達成」とせず、庄内川を 1 つの水域として達成期間を設定しているのはなぜか。

[事務局] 1 点目の質問について、水生生物保全環境基準の類型指定は、五条川及び新川は現在 BOD 等の類型指定がなされている水域について、同様にそ

の範囲を指定していきたいと考えている。

2点目の質問について、庄内川は途中で流入河川の影響で水質が変わるため、**BOD**等の類型は区分している。水生生物保全環境基準は、その水域における魚等の生息状況について水温を目安に類型指定している。県内の庄内川の区域はすべて15℃以上であり、同様の魚種等の構成となっているため、県内の庄内川全域を1つの類型とした。達成期間について、庄内川中流(1)をその下流2水域と区分することについては検討させていただく。

[松尾委員] 類型は河川全域で同じであっても達成期間は分けた方がよいと思う。

資料1-2の8ページ以降で2地点以上の基準点が存在する水域があるが、このような水域では水質が悪い方の地点で評価するのか。

[事務局] すべての地点において環境基準に適合した場合に達成となる。

[松尾委員] 資料1-2の11ページの庄内川水域について、各水域は**BOD**等により区分けされているが、先ほどの説明では、必ずしも水生生物保全環境基準の類型指定の区分けは**BOD**等と同じでなくともよいということであった。庄内川中流(2)における全亜鉛の調査結果は、大留橋では低いが、その下流の水分橋つまり八田川合流後に極端に水質が悪くなっている。八田川合流前後で水域を区分けした方がよいのではないか。

[木村部会長] 類型素案について再度検討いただくようお願いする。

[事務局] 了解した。

[木村部会長] 資料1-2の7ページの吉根橋において既存資料で生物A該当種であるサツキマスが確認されたとの説明があったが、いつの資料か。

[事務局] 既存資料とは平成18年度の「河川水辺の国勢調査」として国土交通省中部地方整備局が実施した調査の結果である。調査は初夏と秋季の2回実施されており、初夏にだけ確認されている。サツキマスは回遊性であるため、河川を下っている個体が捕獲されたのであって、当該水域に常時生息しているのではないと判断して、類型素案は生物Bとした。

[木村部会長] 河川を下っている個体ということは、上流には生物Aの生息地が存在するのか。

[事務局] 岐阜県内の庄内川上流に生息地が存在するのではと考えている。ただし、岐阜県は水生生物保全環境基準の類型を指定していないため、実際のところは分からない。

[谷村委員] 現地調査等で1個体でも存在すれば、その類型は生物Aになるのか。判断基準はどのようなか。

[事務局] 現地での捕獲調査は不十分な面もありうるため、学識者や漁業協同組合等現場を熟知している人からのヒヤリング結果を重視して総合的に判断する。現地調査で生物Aが1個体確認されたからといって、必ずしも類型を生物Aに指定するものではない。

[谷村委員] 調査の精度を上げれば、生物 A が確認されるかもしれない。季節ごとにもっと詳細な調査を行えば、庄内川中流(2)だけではなく他の場所でも、冷水性の生物 A が確認されるかもしれないということか。

[事務局] 冷水性の魚類等は水温にかなり敏感であり、生物 A は冷水域の目安である平均水温約 15℃以下が概ね判断基準になると考えている。

[谷村委員] 冬季になれば水温は下がるため、上流側から冷水性の魚類等が下ってくることは十分に考えられる。それでもこの水域では全体として生物 A が確認されないから、生物 B ということか。

[事務局] 最高水温が 30℃を超過する場合には生物 A の生息はかなり困難になるという知見もある。

[松尾委員] 類型指定の判断において、回遊性の魚類が偶然そこで確認された場合は考慮しないのか。

[事務局] 基本的には、その水域で生息や繁殖している種を対象としている。移動中の魚は類型指定の判断対象とはしない。

[木村部会長] 資料 1-2 により庄内川等水域に係る類型について事務局から素案を提示していただいた。後ほど補足説明を頂く部分もあるが、水質部会として事務局素案を了解したということによろしいか。

[事務局] 7 ページの庄内川の達成期間について、井上委員からの御指摘を踏まえて、庄内川中流(1)の達成期間をその下流 2 水域と区分することについては検討することとしたい。

[木村部会長] 八田川合流点前後で区分する件についてはどうするのか。

[事務局] 汚濁物質の流入負荷等の状況について検討する必要があるため、今後検討していく。

(2) 水環境行政の最近の動向等について

ア 水質汚濁防止法の一部改正について

- ・事務局から資料 2-1 に基づき説明があった。

イ 第 7 次水質総量削減の実施について

- ・事務局から資料 2-2 に基づき説明があった。

ウ 平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について

- ・事務局から資料 2-3 に基づき説明を説明があった。

<議題アに関する質疑応答>

[井上委員] 資料 2-1 の 2 ページの表「上乘せ条例に係るメリット・デメリット」中の「モノづくり県にふさわしい適切な環境行政の推進」といった守りの気持ちではなく、「3 上乘せ条例の検討について」の記載にあるように環境先進県にふさわしい適切な環境行政の推進といった攻めの気持ちを持って

積極的に検討を進めていただきたい。

[事務局] 了解した。

[木村部会長] 県が設定できる上乗せは、測定回数他に何かあるのか。

[事務局] 例えば、事業場において意図せずに事業場内で合成してしまう物質が考えられることから、項目に係る上乗せも必要かもしれないが、この場で検討いただく具体的な資料はまだ持ち合わせていない。

<議題イに関する質疑応答>

[井上委員] 国の施策に基づいて県が計画を策定するため、県独自に行うことは困難かもしれないが、特に三河湾において農業、畜産等からの発生負荷量が非常に多いと思われる。そのことを理解していただき、よりよい第7次総量規制を策定していただきたい。

[木村部会長] 本日は、第7次総量削減について国の検討状況を説明いただいたところであり、まだ県としての明確な方針について説明いただいたわけではない。愛知県の総量削減計画を検討するために、次回は具体的な数字を提示していただきたい。

[事務局] 了解した。

[松尾委員] 名古屋市では、中川運河や堀川などに排出される点源負荷と同等又はそれ以上が合流式下水道の未処理水による面源負荷として流入している。これらの対策についてどのような議論がなされているのか。個人的には、点源対策はもう限界であり、面源対策について真剣に取り組まなければならない段階に来ていると考えている。

[事務局] 資料2-2にある総量削減計画は、主に通常状態における汚濁負荷に対する削減対策が記載されている。合流式下水道未処理水対策は、降雨時の一時的な負荷に対する対策が主であると思う。現在、国は合流式下水道の改善を進めていると聞いており、また名古屋市は一時的に貯留する施設を建設し、雨が止んだ後に徐々に処理施設へ送水し処理することについて検討を進めていると聞いている。両者とも対策の具体的な進捗状況は把握していない。

[松尾委員] 環境先進県を目指すのだから、そういったことも視野に入れて対策を検討していただきたい。

[事務局] 検討する。

<議題ウに係る質疑応答>

[那須委員] 1,4-ジオキサンが環境基準項目に追加された理由は何か。

[事務局] 1,4-ジオキサンの主な用途は合成皮革用・反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗浄溶剤、医薬品合成原料合成皮革として使用されている。平成19年度の国内使用量は約4,500トン。WHO(世界保健機構)の飲料水の水質ガイドライン対象項目に指定され、平成20年度に清涼飲料水等の基準値が

設定されたため、公共用水域や地下水の水質環境基準項目とされた。

[木村部会長] 資料 2-3 の 6 ページの汚染井戸周辺地区調査は、今年度中に具体的に問題が起きたために実施するのか、それとも一般的に行われているのか。

[事務局] 一般的に行われている調査である。毎年度、概況調査で基準超過が判明した事例や事業者から基準超過の報告があった事例を測定計画に取り込み、超過項目について周辺への汚染の広がりがどうかを把握している。

[木村部会長] 昨年度汚染が判明した井戸については、今年度調査するとだいたい解決するものなのか。

[事務局] 大量の砒素が検出された事例や農業が盛んな地域において硝酸性及び亜硝酸性窒素が検出された事例など、自然由来の可能性のあるものや具体的な発生源の特定までは至らなかったものもある。

[松尾委員] 公共用水域水質調査の地点は適宜見直すのか。県管理河川の河川整備計画が順々に策定されているが、全く測定データがない河川もある。河川整備計画と整合を図って必要な地点を追加することはできないか。

[事務局] 一部追加された地点もあるが、継続的にデータを収集することが重要であることから、基本的には継続して同じ地点で調査を実施している。委員の意見を踏まえて、河川整備計画と整合を図ることを検討していきたいと思う。

(3) その他

- ・ 事務局から今後のスケジュールについて説明があった。